

「書かない窓口」サービスの運用開始

市民の利便性向上と職員の業務適正化・効率化を目的として、住民異動に伴う手続きに「書かない窓口」の仕組みを、窓口サービス課で導入します。本サービスの運用により、氏名や住所などを何度も書く必要がなくなり、デジタルに不慣れな人でもより快適に手続きができます。

1 運用開始日

3月25日（月）

2 サービスの内容

（1）手書き書類の作成サポート

持参された転出証明書やマイナンバーカード・運転免許証等の本人確認書類を職員がスキャナ機器で読み取り、市が保有する住民記録データを活用することで、職員が来庁者に代わって手続き書類の作成をサポートします。来庁者は署名などの最小限の記入のみで手続きができます。

【作成できる届書・申請書】（3月25日現在）

住民異動届、健康保険関係書類、児童手当関係書類、福祉医療関係書類 など

（2）必要な手続きのお知らせ

窓口受付時に貸し出すタブレット端末で、一問一答形式の「宝塚市くらしの手続きガイド」に回答いただくと来庁者それぞれに応じた必要な手続きや窓口を案内します。

3 期待される効果

これまでは氏名や住所、生年月日などを手続きごとに繰り返し記入する必要がありましたが、本サービスにより来庁者の記入する手間が最小限に抑えられます。

4 問い合わせ先

窓口サービス課 TEL：0797-77-2050（直通） 担当：浦川、森本、永井